

# 滝上町人事行政の 運営等の状況

地方公務員法の規定により、地方公共団体の職員の内用、給与、勤務時間及び条件などの人事行政の運営状況を公表することが義務づけられています。

町では、町職員の任免、勤務時間及び条件などの情報を正しく理解していただくため、「滝上町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき公表を行っており、本年度においても人事行政の透明性を高め、その公平な運営に努めていくため、次のとおり公表いたします。

## ・職員の採用及び退職の状況

(平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日)

職員採用 : 9 名  
退職者 : 7 名

## ■職員の給与の状況

町職員の給与は、国や他の地方公共団体職員等の給与などを考慮して定めなければなりません。

本町では、国家公務員の給与に準じることにより、その趣旨が実現されるものとし、給与制度も国に準じて条例で定められています。

本年度の職員の給与の状況については、次のとおりとなっています。

## ・人件費の状況

(一般会計決算)

年度	平成 26 年 3 月 31 日現在人口	
25 年度	2,881 人	
歳出総額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
4,779,224千円	665,578千円	13.9%

(注) 人件費には、職員に支給する給与のほかに、共済費、特別職、議会議員、臨時職員の一部、委員の報酬等が含まれています。

## ・人件費のうち一般職員給与費の状況

(平成 26 年度一般会計当初予算)

給与費 (B)			
給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
274,866千円	42,231千円	100,044千円	417,141千円
年度	職員数(A)	1人当たり給与費 (B/A)	
26 年度	75人	5,562千円	

## ・職員の平均年齢、平均給料・給与月額

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.6歳	313,233円	359,234円

(注) 平均給料月額は本俸のみの平均で、平均給与月額には扶養・住居・管理職・時間外手当などを含んでいます。

## ・職員の初任給の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
決定初任給	172,200円	140,100円
2年経過日給料額	184,200円	148,500円

## ■職員任免及び職員数に関する状況

町職員の数は、本年 4 月 1 日現在、98 人(特別職・消防職員を除く)で、現在の条例で定めている職員定数(129 人)より 31 人少なくなっております。

平成 25 年度(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)は 7 名(行政職 4 名、医療職 3 名)を採用しました。また、退職した職員は 7 名で、内訳は定年退職 4 名、その他の理由による退職が 3 名となっております。

なお、職員数の状況については、次の表のとおりです。

## ・部門別職員数の状況

(各年 4 月 1 日現在)

区分	職員数(人)			
	平24年	平25年	平26年	
一般行政部門	議会	2	2	2
	総務	16	18	18
	税務	5	5	5
	民生	8	8	8
	衛生	7	7	7
	農林	13	12	13
	商工土木	3	3	3
特別行政部門	教育	12	11	11
	病院	20	20	21
公営企業 会計部門等	水道	1	1	1
	下水道	0	0	0
	その他	3	3	3
合計	96	96	98	

(注) 特別職・消防職員を除く

■職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

・勤務時間の状況

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	週休日	
38時間45分	7時間45分	土曜日・日曜日	
勤務時間の割り振り			
開始時間	終了時間	休憩時間	休息时间
8時30分	17時15分	12時00分 ～ 13時00分	なし

・職員の年次有給休暇の使用状況

(平成25年中)

総付与日数	総取得日数	対象職員数
3,514日	780日	95人
1人平均取得日数	消化率	
8.2日	22.2%	

・育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(平成26年4月1日現在)

区分	取得者数
育児休業	取得者なし
部分休業	取得者なし
介護休暇	取得者なし

■臨時職員の賃金の状況

職員他に臨時職員(パート含む)を任用しています。臨時職員(パート含む)は役場内、各小中学校、給食センター、道の駅、多目的活性化センター、町立病院など各施設での業務を行っており、これに係る臨時職員の任用状況及び賃金の総額については、次のとおりとなっています。

・雇用の状況及び賃金額

(平成25年度)

区分	月平均雇用人数の状況(人)			賃金額(円)
	臨時職員	パート	計	
一般会計	55	27	82	126,058,236
国保特別会計	1	0	1	913,226
介護保険会計	1	1	2	401,380
下水道特別会計	0	1	1	314,280
水道特別会計	2	1	3	4,589,160
病院事業会計	41	10	51	165,534,425
合計	100	40	140	297,810,707

・一般行政職の経験年齢別・学歴別平均給料月額  
の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
経験年数10～14年	269,600円	対象者なし
経験年数15～19年	317,200円	281,000円
経験年数20～24年	351,800円	330,400円

・一般行政職の級別職員数の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級
標準的な職務内容	主事	上級主事	主査	係長
職員数	14人	2人	12人	23人
構成比	22.2%	3.2%	19.0%	36.5%
区分	5級	6級		計
標準的な職務内容	課長 課長補佐	上級課長		
職員数	11人	1人		63人
構成比	17.5%	1.6%		100%

(注) 滝上町の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。(職員数は給与実態調査に基づく)

・期末勤勉手当状況

(平成26年4月1日現在)

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.60月分
勤勉手当	0.675月分	0.675月分	1.35月分
計	1.90月分	2.05月分	3.95月分
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり		

(注) 平成22年4月1日から適用

・退職手当の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
自己都合	21.62月分	30.82月分	43.70月分	52.44月分
定年	28.98月分	36.57月分	52.44月分	52.44月分

・特別職(含教育長)の報酬等の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	町長	副町長	教育長
給料・報酬	690,000円	570,000円	540,000円
議長	副議長	委員長	議員
250,000円	200,000円	183,000円	168,000円
期末手当	6月期：1.90月分 12月期：2.05月分 計：3.95月分		

区分	内容
共済組合	短期給付事業(健康保険に相当) 長期給付事業(厚生年金に相当) 福祉事業(貯金・貸付・物資事業)
福祉協会 教職員互助会	福利厚生事業 医療給付事業 生命共済事業

平成25年度福祉協会 公費補助等総額～286千円  
公費補助率～16.8%  
ひとり当たり公費負担額～2,860円

※福祉協会の詳しい事業内容については、北海道市町村職員福祉協会のホームページをご覧ください。

### ・公務員災害補償制度

公務災害の補償については、地方公務員災害補償法に基づき行われています。

本町は、地方公務員災害補償基金北海道支部に加入しており、公務災害に関する給付は当基金から行われます。

(平成25年度)

区分	職員区分	申請件数	認定状況	
			該当	非該当
公務災害	職員	2	2	0
通勤災害	臨時職員	1	1	0
計		3	3	0

### ・職員の利益の保護

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けた時は、公平委員会に対して不服申立てをすることができます。

平成25年度において不服申立てはありませんでした。

### ■職員の研修の状況

研修機関	研修名	修了者数(人)	研修機関	研修名	修了者数(人)
北海道市町村職員研修センター	税務事務(基礎)	3	町村会	政策法務研修	2
	税務事務(上級・応用)	1		町村監督者研修	3
	管理能力	2		法務(基礎)研修	4
	指導能力	5		新規採用職員基礎研修	3
	法令実務(基礎)	1		初級職員研修	4
	ハードクレーム対応	1		中級職員研修	1
	コミュニケーション能力向上	1	北海道市町村振興協会	市町村職員道外先進事例研修	1
	クレーム対応	1	市町村職員中央研修所	全国地域リーダー養成塾	1

### ■職員の分限及び懲戒の状況

(平成25年度)

区分	処分者数(人)	区分	処分者数(人)
降任	1	免職	0
免職	0	停職	0
休職	1	減給	0
		戒告	0

### ■職員のサービスの状況

服務規律の遵守に関する取り組み

取り組み	内容
接遇、勤務態度等	挨拶、窓口対応等についてのマニュアルに基づく取り組み及び庁舎内受動喫煙防止対策
情報管理	情報漏洩の注意・ファイル交換ソフトの使用禁止

### ■職員の福祉及び利益の保護の状況

#### ・職員の福利厚生

職員または被扶養者の病気、負傷、災害、障害もしくは死亡等に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済制度があります。

本町職員に対して適用される共済制度は、北海道市町村職員共済組合、公立学校共済組合北海道支部が制度を運用、実施しています。

また、共済組合の事業をより充実、補完するために設けられた(財)北海道市町村職員福祉協会、北海道公立学校教職員互助会に加入し、福利厚生の充実を図っています。